

経営所得安定対策等の概要について知りたい

経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。

また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

〔各制度概要〕

①畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。支払いは生産費と品質に応じて交付する数量払いを基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払いは数量払いの先払いとして支払われます。

ア 数量払：大豆、麦、そば、なたね等の当年産の出荷・販売数量に対し、品質及び数量（交付金単価×数量）に応じて交付金が交付されます。

イ 面積払：上記の数量払が基本となりますが、先払いで当年産の作付面積に応じて、2万円/10a（そばは1.3万円/10a）の交付を受けることができます。

②米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

対象作物は米、大豆、麦、てん菜、でん粉用ばれいしょです。

③水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して直接交付金を交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図るための制度です。

